

Information 06 市職員募集

【申し込み・問い合わせ】総務部人事課（人事給与係）
〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
☎0220(22)2145

試験区分	職種	従事内容	採用予定人員	受験資格
初級 (高等学校卒業程度)	行政 (障がい者)	一般事務に従事	1人程度	以下の条件を全て満たす人 ①平成2年4月2日以降生まれで、自力通勤ができ、介護者なしで一般事務職として職務遂行が可能 ②身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳を交付されている人 ③常用の活字印刷文による出題に対応し、口頭での人物試験(個別面接)に対応できる人

※ 採用予定人員は、現時点での予定で今後変更することがあります。また採用は、平成29年4月1日の予定です。

【受付期間】8月8日(月)まで※申し込み受け付けは平日午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は受付期間中の消印のものに限ります。

【受験申し込み】申込書と試験実施要綱は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで総務部人事課、または各総合支所窓口で配布しています。試験実施要綱は、市ホームページにも掲示しています。郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記した120円切手が貼ってある返信用封筒(A4版が入る大きさ)を必ず同封してください。

【試験日程】
■1次試験▽日時9月18日(日)午前9時～▽会場 佐沼中学校▽試験内容 教養試験(2時間) 一般性格判断検査(20分)▽合格発表 10月21日(金)市役所迫庁舎前掲示板、市ホームページに受験番号を掲示し、合格者に郵送で通知します。
■2次試験▽日時10月下旬または11月上旬予定▽会場および試験内容 一次合格者に通知します▽合格発表 11月11日(金)一次合格発表同様にします。

Information 07 農地中間管理事業による協力金の交付基準が変わります

農地中間管理機構へ農地を貸し付けた場合の協力金について、国の制度変更により、平成28年度から交付単価や要件が大幅に変更となります。ただし、平成28年4月までに機構へ貸し付けた農地は、変更前の交付基準が適用されます。

なお、農地貸し付けの相談業務は農業委員会、申請はみやぎ登米農業協同組合および南三陸農業協同組合で受け付けていますが、貸付時期により協力金の交付年度が異なりますので早めにご相談ください。

【問い合わせ】
産業経済部産業政策課(農業経営支援係)
☎0220(34)2491
農業委員会事務局(農地管理係)
☎0220(34)2317
みやぎ登米農業協同組合営農経済部営農企画課
☎0220(23)1600
南三陸農業協同組合営農生活部営農販売課
☎0226(47)4585

	経営転換協力金	耕作者集積協力金
交付対象者	▶離農する農業者 ▶部門減少により経営転換する農業者 ▶農地の相続人で農業経営をしない人	▶機構に農地を貸し付けた担い手の農地の集約化につながった場合の農地所有者など
交付要件	機構に全ての自作地、または削減する部門の自作地を10年以上貸し付ける。 ※特定農作業受委託(生産物販売権が受託者側にある契約)をしていた農地は自作地に含みません。	下記のいずれかの農地を機構に10年以上貸し付ける。(利用権や特定農作業受託により担い手が利用していた農地を除く) ▶機構が所有権、または中間管理権を有する農地などに隣接する農地 ▶2筆以上連担化し、一連の農作業の継続に支障が生じない農地
交付単価	3万円/10a ※1戸あたりの交付上限額 ▶2a以下 50万円 ▶2a超 70万円	1万円/10a
交付時期	平成28年10月までに貸し付けた分は、平成29年3月までに協力金が交付されます。 平成28年11月以降に貸し付けた分は、平成29年度の交付となります。 ※平成28年10月貸付分の受付は、平成28年8月20日までとなります。	

Information 05

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料を改定

国民健康保険税の税率を引き下げ

国民健康保険制度は、病気やけがをしたときに、医療費などを給付する医療保険制度で、社会保険加入者や生活保護受給者以外の人が全て加入する保険制度です。

国民健康保険税は、保険料率から算出した医療分(医療費の支払いに充てるもの)と支援金分(後期高齢者医療制度の費用に充てるもの)、介護分(介護保険制度の費用に充てるもの)の合計です。平成28年度の医療分は【表1】のとおり決定しました。

また、地方税法の一部改正により、国民健康保険税の算定基準が改定され、課税限度額【表2】と軽減対象世帯の軽減判定所得【表3】が変わります。詳細は、市役所総務部税務課や市ホームページで確認できます。

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163

【表1】国民健康保険税率の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
所得割 (前年総所得-基礎控除33万円)×税率	8.32%	8.00%	2.99%		2.04%	税率は据え置きます
資産割 固定資産税額×税率 ※償却資産分を除く	9.00%	9.00%	3.30%		5.70%	
均等割 被保険者一人につき	24,000円	22,700円	8,400円		8,300円	
平等割 一世帯につき	24,500円	23,500円	8,600円		7,200円	

【表2】国民健康保険税課税限度額の改正表

区分	医療分		支援金分		介護分	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
各限度額	520,000円	540,000円 (①)	170,000円	190,000円 (②)	160,000円	160,000円 (③)
限度額合計	現行 850,000円		改正後 890,000円 (①+②+③)			

医療給付費分(医療分) 国保加入者全員が対象
後期高齢者支援金等分(支援金分) 国保加入者全員が対象
介護納付金分(介護分) 40歳以上65歳未満の人が対象

後期高齢者医療保険料率を引き下げ

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が負担する均等割額と、所得に応じて計算される所得割額の合計額です。平成28、29年度の保険料率については、宮城県後期高齢者医療広域連合により、次のとおり決定されました。なお、所得の少ない人や社会保険などの被扶養者であった人は、保険料が軽減されます。

【表3】軽減判定所得の改正表

軽減割合	軽減対象となる世帯の所得の基準	
	平成27年度	平成28年度
7割	33万円以下	33万円以下
5割	33万円+ (26万円×被保険者数)以下	33万円+ (26.5万円×被保険者数)以下
2割	33万円+ (47万円×被保険者数)以下	33万円+ (48万円×被保険者数)以下

■平成28・29年度の後期高齢者医療保険料

宮城県の保険料額 限度額 57万円 (平成26・27年度 57万円) ※保険料については、100円未満切捨て	均等割額 被保険者一人当たり 42,480円 (平成26・27年度 42,960円)	所得割額 基礎控除(33万円)後の総所得金額など × (所得割率) 8.54% (平成26・27年度 8.56%) ※総所得金額などは、各種控除(社会保険控除など)を差し引く前の金額です。
---	--	---

【問い合わせ】総務部税務課(国民健康保険係)
☎0220(22)2163
▼宮城県後期高齢者医療広域連合
☎022(266)1021
☎022(266)1026